平成26年3月10日 飯塚市告示第64号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市において労働者の福祉向上を目的として活動する団体(以下「団体」という。)が行う事業に要する経費について、補助金を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助対象経費及び 補助額は、別表のとおりとする。

(補助金交付の申請)

- 第3条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、飯塚市労働者福祉事業費補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、申請内容に不備があると認めるときは、前項の規定に基づき申請した者 に、その補正を求めることができる。

(補助金の交付の決定)

- 第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、飯塚市労働者福祉事業費補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定に基づき交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付すことができる。

(事業変更の承認)

- 第5条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、交付決定の内容について変更(中止及び廃止を含む。)の承認を受けようとする場合には、飯塚市労働者福祉事業費補助金交付変更等承認申請書を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の承認申請書の提出があったときは、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付して、飯塚市労働者福祉事業費補助金交付変更等承認(不承認)通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、交付の決定にかかる会計年度の末日又は当該補助対象事業完了(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)の日から1月を経

過した日のいずれか早い日までに、飯塚市労働者福祉事業実績報告書を、市長に 提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容(第5条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、飯塚市労働者福祉事業費補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

- 第8条 市長は補助事業者が補助金を交付の目的以外の用途に使用したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、既に交付金を交付しているときは、期限を付して交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 (補則)
- 第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助額
労働者福祉活動の啓発、参加拡大	補助対象事業に要す	補助対象経費の 2
のための事業、各種レクリエーショ	る経費であって、市長が	分の1以内であって、
ン活動等労働者の福祉と健康増進	必要と認めるもの	予算の範囲内の額
を図る事業		
地域労働者の福祉向上を図る拠点	補助対象事業に要す	補助対象経費以內
としての飯塚市労働会館の運営事	る経費であって、市長が	であって、予算の範
業	必要と認めるもの	囲内の額

備考 備品購入費及び飲食を伴う会議費は、補助対象外とする。